

障障発 0403 第 1 号
平成 31 年 4 月 3 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の更なる推進について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）については、法第 4 条及び第 9 条に基づき、貴都道府県内の各部局、出先機関、所管地方独立行政法人等及び管内市区町村に同法に基づく取組を実施いただいているところです。

また、先般、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について」（平成 30 年 11 月 22 日付け障障発 1122 第 2 号）にて、法に基づく取組を引き続き推進していただくよう通知したところです。

このような中、今般、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」（平成 31 年 3 月 19 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）において、「障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る」旨の内容を含む「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化」に向けた取組が取りまとめられたことを受け、厚生労働省職業安定局長から各都道府県知事宛及び各都道府県労働局長から各市区町村機関宛並びに総務省自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室長から各都道府県総務部長又は各指定都市総務局長宛に「とりまとめに記載の取組を参考にしながら、各団体の実情に応じて、必要な措置を講ずる」よう、改めて要請がなされたところです。

については、各都道府県、指定都市、中核市の障害者優先調達推進法担当部局におかれても、取りまとめられた内容を御承知いただき、法に基づく取組を引き続き一層推進していただくとともに、貴管内市区町村、関係部局等への周知もお願いいたします。

なお、これに併せ、厚生労働省において、各府省庁、地方公共団体等の協力を得て、取組状況の詳細を把握、整理し、別添のとおり、取りまとめましたので、これらの情

報も御活用いただきつつ、引き続き取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（別添）

障害者優先調達推進法に基づく取組において国等が創意・工夫等している事例

参考資料 1 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）及び「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について（平成 31 年 3 月 19 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）（抄）

参考資料 2 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」について（平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 83 号）（別添省略）

参考資料 3 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」について（平成 31 年 4 月 1 日付け総行女第 7 号）（別添 1、2 省略）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
就労支援係 TEL：03-5253-1111（内線3044）

公務部門における障害者雇用に関する基本方針(平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)(抄)

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

イ. 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。
- ・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について(平成 31 年 3 月 19 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定)(抄)

1. 障害者の採用・定着支援等について

- (7) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る。

各都道府県知事
その他の都道府県の機関の任命権者 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」について

障害者の雇用の推進については、日頃から御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、今般の国及び地方公共団体（都道府県又は市町村の機関、都道府県等の教育委員会）における障害者の不適切な計上の事案を受け、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）（参考 1、2）も参考にしながら法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めていただきますよう、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」について」（平成 30 年 11 月 13 日付け職発 1113 第 1 号）にて依頼させていただいたところです。

このような中で、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」（参考 3）を今国会へ提出することと併せて、公務部門における障害者雇用の取組が、名実ともに民間の事業主に率先するものとするができるよう、本年 3 月 19 日に「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」（平成 31 年 3 月 19 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）（別添）をとりまとめたところです。

ついては、貴都道府県の機関におかれても、障害者雇用に関し、その実情に応じ、とりまとめに記載の取組を参考にしながら必要な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の各市区町村の機関については、別途各都道府県労働局長より同様の通知を送付していることを申し添えます。

（参考）

- ・ 参考 1 : 公務部門における障害者雇用に関する基本方針
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000375741.pdf>
- ・ 参考 2 : 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（概要）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000495336.pdf>
- ・ 参考 3 : 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000489892.pdf>

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
（公印省略）

「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる
充実・強化について」について

障害者雇用の促進については、「地方公共団体における障害者雇用の促進等について」（平成30年11月13日付け総行女第19号）において、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定。以下「基本方針」という。）を参考にしながら、各団体の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請しているところです。

このような中で、公務部門における障害者雇用の取組が、名実ともに民間の事業主に率先するものと言えるようにするためには、基本方針に基づく取組の更なる充実強化を図るとともに、公務部門で働く障害者が職業生活において活躍できるようにするための職場環境の整備等の取組を一層推進していくことが必要です。

このことから、国は、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」（概要は別添1）を本年3月19日に閣議決定して国会に提出するとともに、同日、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議において、「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」（別添2）を取りまとめました。

そして、このたび、平成31年3月29日付け職雇発0329第4号（別添3）により、厚生労働省職業安定局雇用開発部長から、地方公共団体における障害者雇用の促進について依頼がありました。

各地方公共団体においては、公務部門は、民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にあることを改めて認識し、基本方針及び今般のとりまとめに記載の取組を参考にしながら、各団体の実情に応じて、必要な措置を講ずるよう要請いたします。

併せて、他の任命権者、市区町村等に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

職雇発 0329 第 4 号
平成 31 年 3 月 29 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇 用 開 発 部 長
(公 印 省 略)

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充
実・強化について」について

地方公共団体における障害者の採用等については、従来より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、今般の国及び地方公共団体（都道府県又は市町村の機関、都道府県等の教育委員会）における障害者の不適切な計上の事案を受け、都道府県及び市町村に対して、障害者雇用に関し、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）（参考 1、2）を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、助言・啓発を行っていただくよう、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」について」（平成 30 年 11 月 13 日付け職雇発 1113 第 2 号）にて依頼させていただいたところ です。

このような中で、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」（参考 3）を今国会へ提出することと併せて、公務部門における障害者雇用の取組が、名実ともに民間の事業主に率先するものとするができるよう、本年 3 月 19 日に「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について」（平成 31 年 3 月 19 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）（別添）をとりまとめたところですが、このとりまとめにおいては、「地方公共団体については、その実情に応じ、とりまとめに記載の取組を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請する。」とされております。

このことを踏まえ、本日、別紙のとおり、当省職業安定局長から各都道府県知事等に対し、障害者雇用に関し、その実情に応じ、とりまとめに記載の取組を参考にしながら必要な措置を講ずるよう要請をしました。

また、各市町村長等に対しても同様の要請を行うよう、当省職業安定局長から各都道府県労働局長に指示をしました。

つきましては、貴職におかれても、都道府県及び市町村に対して、障害者雇用に関し、とりまとめに記載の取組を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、助言・啓発を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(参考)

- ・ 参考 1 : 公務部門における障害者雇用に関する基本方針
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000375741.pdf>
- ・ 参考 2 : 公務部門における障害者雇用に関する基本方針 (概要)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000495336.pdf>
- ・ 参考 3 : 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 (概要)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000489892.pdf>